

令和7年7月定例
四万十町教育委員会
会 議 資 料

日 時： 令和7年7月8日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

① 承認第1号 専決処分の承認について

② 議案第1号 四万十町一時預かり保育事業実施要綱の改正について

5 協議事項

6 報告事項

① 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について

7 その他

① 令和6年度四万十町教育委員会自己点検・自己評価について

② 学校訪問の総括について

③ 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

承認第 1 号

専決処分の承認について

災害等により破損した教科用図書等の給与に関する要綱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 7 月 8 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

災害等により破損した教科用図書等の給与に関する要綱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年6月11日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町教育長告示第10号

災害等により破損した教科用図書等の給与に関する要綱を次のように定める。

令和7年6月11日

四万十町教育長 山脇 光章

災害等により破損した教科用図書等の給与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等により破損し、汚損し、又は滅失した場合における児童又は生徒が使用する教科用図書等の給与について、必要な事項を定めるものとする。

(無償給与)

第2条 教育委員会は、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒で、町内に住所を有する者が現に使用している教科用図書、副教材等（公費で購入したものに限る。）が次に掲げる災害等により破損し、汚損し、又は滅失したときは、当該教科用図書等と同じものを当該児童又は生徒に無償で給与する。ただし、他の法令、条例、規則等の規定により当該教科用図書等と同じものの給与を無償で受けることができる場合は、この限りでない。

(1) 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象による被害

(2) 火災又は消火活動による水損

(申請)

第3条 前条の規定による教科用図書等の給与を受けようとする者は、教育委員会に申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、町内の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒にあっては当該小学校又は中学校の校長を経由して行うものとし、町外の小学校又は中学校に在学する児童生徒にあっては教育委員会事務局に行うものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

年 月 日

被災教科用図書等給与申請書

四万十町教育委員会あて

申請者（保護者）氏名	
住 所	
電 話 番 号	

災害等により、使用している教科用図書等が消失・汚損・破損したため、下記のとおり無償給与を申請します。

記

被災日時	年 月 日	午前・午後	時頃
被災した住所			
災害種別	暴風・豪雨・洪水・地震・火災・消火活動による水損 その他（ ）		
教科用図書等を使用していた者			
児童または生徒名			
学校名・学年	小・中学校	第	学年
図書名または教材名		冊数または個数	備考
教科用図書			
副教材等			

※ 上記に記載できない場合は別紙に詳細を記載して下さい。

上記教科書を現在使用中であることを確認しました。

年 月 日

別紙

給与を申請する教科用図書等

No	教科用図書及び副教材の名称	冊数又は個数	備考（発行者等）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

議案第1号

四万十町一時預かり保育事業実施要綱の改正について

四万十町一時預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和7年7月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町一時預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示

四万十町一時預かり保育事業実施要綱（平成21年四万十町告示第41号）を次のように改める。

題名を次のように改める。

四万十町一時預かり事業実施要綱

第1条から第3条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児及び子育てに係る保護者の負担を軽減するため、一時的に預かることが望ましいと認められる乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行うものとする。

（対象児童）

第3条 事業の対象となる児童は、前条に規定する乳幼児のうち、町内に住所を有する生後6月から就学前の者（大正地域内の実施施設にあっては、満1歳から就学前の者）とする。ただし、やむを得ないと町長が認めた場合には、町外に住所を有する乳幼児（保育所及び認定こども園に入所している乳幼児を含む。）を対象児童とすることができる。

第5条第2項中「緊急性が極めて高い等の事由により時間延長が必要と認められる場合には、」を「やむを得ないと町長が認めた場合は、」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（利用日数）

第6条 事業を利用できる日数は、次の表のとおりとする。

種 類	1月当たり利用限度日数
保護者の疾病等、緊急時の利用	12日
保護者のリフレッシュのための利用	4日
保護者の就労等のための利用	12日

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと町長が認めた場合は、最小限の範囲で利用限度日数を超えた利用ができるものとする。

（利用の登録及び申請）

第7条 保護者が事業を利用するためには、事前の利用登録を要するものとし、その利用登録は、一時預かり事業利用登録申込書（様式第1号）を町長に提出し、行うものとする。

2 前項に規定する登録の有効期間は、対象児童の保育所又は認定こども園への入所をもって終了するものとする。

3 第1項の規定により利用登録を行った保護者が、事業を利用しようとするときは、一時預かり事業利用申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

4 前項の申請書で申請できる期間は、1月単位（月の初日から末日まで）とし、利用しようとする日の7日前までに、実施施設に提出するものとする。

5 前条第2項に規定する利用限度日数を超えての利用については、改めて申請書を提出しなければならない。

第8条第1項中「前条に規定する申請」を「前条第3項及び第5項に規定する申請書の提出」に改め、同条第2項中「一時預かり保育利用承諾書（様式第2号）」を「一時預かり事業利用承諾書（様式第3号）」に、「一時預かり保育利用不承諾通知書（様式第3号）により、申請者に」を「一時預かり事業利用不承諾通知書（様式第4号）により、当該申請者に」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項に規定する審査が容易にできると判断できる場合は、町長に代わって実施施設の長が、利用の可否を決定できるものとし、その場合の一時預かり事業利用承諾書又は一時預かり事業利用不承諾通知書は、当該実施施設の長名で発行することができる。

第9条中「緊急性が極めて高い等の」を「やむを得ない」に改め、「前2条の」の次に「登録、」を加える。

第10条及び第11条を次のように改める。

(利用の辞退)

第10条 事業の利用の承諾を受けた保護者は、事業の利用を変更し、又は辞退する場合は、一時預かり事業利用（変更・辞退）届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(利用の承諾の取消し)

第11条 町長は、事業の利用を承諾した児童の健康状態その他の事由により事業の実施が困難と認められる場合は、事業の利用の承諾を取り消すことができる。

第12条第1項を次のように改める。

保護者は、事業を利用するときは、別表に定める利用料を納付しなければならない。

第12条第2項中「納入」を「納付」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分	利用料	
	3歳未満児	3歳以上児
1日 (午前8時30分～午後4時30分)	2,000円	1,500円
午前の半日 (午前8時30分～午後0時30分)	1,100円	800円
午後の半日 (午後0時30分～午後4時30分)	1,100円	800円
延長（1時間当たり）	200円	150円

様式第1号から様式第4号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

一時預かり事業利用登録申込書

年 月 日

四万十町長 様

住 所
保護者
氏 名
電 話

下記のとおり、一時預かり事業の利用登録を申込します。

記

登録事項	ふりがな		性 別	生年月日（年齢）
	児 童 氏 名		男 ・ 女	年 月 日 （ 才 ）
	健康状態	良 ・ 否	平 熱	℃
家族構成等	続柄	氏 名	緊急連絡先	勤務先・住所
				（住所）
				（住所）
				（住所）
				（住所）
				（住所）
アレルギー等の有無	アレルギーがある ☐ はい ☐ いいえ ※ はい、の場合は以下にご記入をお願いします。 （食 物） （その他） 食品制限している ☐ はい ☐ いいえ → はい、の場合 医師の指示ですか ☐ はい ☐ いいえ			該当があるものにチェックを入れてください。 ☐ 湿疹 ☐ 喘息 ☐ じんましん ☐ 鼻炎 ☐ 薬品等 ☐ その他（ ）
既往症	かかったことのある病気に○をつけてください。 麻疹 水痘 風疹 耳下腺炎 突発性発疹 その他（ ）			
気を付けて欲しいこと	（持病やかかりやすい病気 など）			

様式第2号（第7条関係）

一時預かり事業利用申請書

年 月 日

四万十町長 様

住 所

保護者

氏 名

一時預かり事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用児童	ふりがな 氏名	男 ・ 女	年 月 日生（ 才）
	ふりがな 氏名	男 ・ 女	年 月 日生（ 才）
利用するサービス （○にチェックを入れる）	種類（月の利用）	事 由	
	○緊急 （12日以内）	○保護者の傷病・災害等 ○冠婚葬祭 ○家族の出産・看護等 ○その他	
	○リフレッシュ （4日以内）	○保護者のリフレッシュ ○その他	
	○就労等 （12日以内）	○保護者の就労 ○保護者の職業訓練等 ○保護者の資格取得等 ○その他	
			備考 (具体的内容)

利用希望 【 ※ 利用調整・確認表 】		
利用希望日	利用希望時間	利用希望施設名
月 日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	
日（ ）	～	

※ 実施施設・主管課処理欄

一時預かり事業利用承諾書

年 月 日

様

四万十町長

年 月 日付けで利用申請のありました一時預かり事業について、下記のとおり利用を承諾します。

記

申請者 住所 (保護者) 氏 名	
対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別 : 男 ・ 女 生年月日 : 年 月 日
実 施 施 設	
利用承諾期間	年 月 日から 年 月 日までの間 (日間) ※別添【利用調整・確認表】のとおり
利 用 料	1. 1日 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円 2. 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児： 800円 3. 延長 3歳未満児： 200円 3歳以上児： 150円 (1時間以内)

様式第4号（第8条関係）

一時預かり事業利用不承諾通知書

年 月 日

様

四万十町長

年 月 日付けで利用申請のありました一時預かり事業については、
審査の結果、下記のとおり利用を承諾できませんので通知します。

記

対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日
不承諾の理由	

教 示

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式に次の1様式を加える。
様式第5号（第10条関係）

一 時 預 かり 事 業 利 用 （ 変 更 ・ 辞 退 ） 届

年 月 日

四万十町長 様

住 所
保護者
氏 名

利用の承諾を受けた一時預かり事業について、下記のとおり利用を（変更・辞退）します。

記

対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別 : 男 ・ 女 生年月日 : 年 月 日
利 用 施 設	
変 更 す る 日	年 月 日 → 年 月 日
辞 退 す る 日	年 月 日
変更・辞退の理由	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の四万十町一時預かり保育事業実施要綱に基づき決定したこの告示の適用日以降の一時預かり保育事業については、この告示による改正後の規定により決定したものとみなす。

参 考

○児童福祉法 〔昭和二十二年法律第百六十四号〕

〔事業〕

第六条の三 (略)

② ～ ⑥ (略)

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、次に掲げる者について、内閣府令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所（第二号において「保育所等」という。）において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

内閣府令

○児童福祉法施行規則 〔昭和二十三年号外厚生省令第十一号〕

〔一時預かり事業〕

第一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、次に掲げる者について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（第二号において「保育所等」という。）において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

- 一 家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児
- 二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳幼児

- 一 家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児
- 二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児

⑧ ～ (略)

四万十町一時預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町一時預かり事業実施要綱 平成21年4月1日告示第41号 (趣旨) 第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業内容) 第2条 事業の内容は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児及び子育てに係る保護者の負担を軽減するため、一時的に預かることが望ましいと認められる乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行うものとする。 (対象児童) 第3条 事業の対象となる児童は、前条に規定する乳幼児のうち、町内に住所を有する生後6月から就学前の者（大正地域内の実施施設にあっては、満1歳から就学前の者）とする。ただし、やむを得ないと町長が認めた場合には、町外に住所を有する乳幼児（保育所及び認定こども園に入所している乳幼児を含む。）を対象児童とすることができる。	○四万十町一時預かり保育事業実施要綱 平成21年4月1日告示第41号 (趣旨) 第1条 この要綱は、保護者の傷病や災害等による緊急的な保育及び保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担軽減のための保育並びに保護者の就労形態の多様化に伴う保育に対応することを目的として、一時預かり保育事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業内容) 第2条 事業の内容は、次のとおりとする。 (1) 保護者の傷病・入院、災害・事故、看護・介護、冠婚葬祭等やむを得ない事由により、家庭における保育が緊急・一時的に困難となる児童に対する保育 (2) 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減等私的な事由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童に対する保育 (3) 保護者の就労、職業訓練等の事由により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育 (対象児童) 第3条 事業の対象となる児童は、町内に住所を有する、児童福祉法第24条に規定する保育の実施の対象とならない満1歳から就学前の児童とする。 2 町長は、町外に住所を有する児童が、次に掲げる事由により一時的に町内に居住することとなった場合で、かつ、保育に欠ける環境にあると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一時預かり保育事業の対象児童とすることができる。 (1) 保護者が親族の傷病等に伴う看護又は介護に従事する場合

改正後	改正前								
(実施施設) 第4条 事業の実施施設は、保育所、認定こども園及び地域子育て支援センターとする。 (実施日及び時間) 第5条 事業の実施日は、実施施設の開所日（土曜日を除く。）とする。 2 実施時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、やむを得ないと町長が認めた場合は、午前・午後のそれぞれにおいて1時間以内の延長をすることができる。 (利用日数) 第6条 事業を利用できる日数は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>1月当たり利用限度日数</th></tr> <tr> <td>保護者の疾病等、緊急時の利用</td><td>12日</td></tr> <tr> <td>保護者のリフレッシュのための利用</td><td>4日</td></tr> <tr> <td>保護者の就労等のための利用</td><td>12日</td></tr> </table> 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと町長が認めた場合は、最小限の範囲で利用限度日数を超えた利用ができるものとする。 (利用の登録及び申請) 第7条 保護者が事業を利用するためには、事前の利用登録を要するものとし、その利用登録は、一時預かり事業利用登録申込書（様式第1号）を町長に提出し、行うものとする。 2 前項に規定する登録の有効期間は、対象児童の保育所又は認定こども園への入所をもって終了するものとする。 3 第1項の規定により利用登録を行った保護者が、事業を利用しようとするときは、一時預かり事業利用申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。	種 類	1月当たり利用限度日数	保護者の疾病等、緊急時の利用	12日	保護者のリフレッシュのための利用	4日	保護者の就労等のための利用	12日	(2) 保護者が出産、傷病等に伴い入院又は療養する場合 (3) その他やむを得ないと町長が認めた場合 (実施施設) 第4条 事業の実施施設は、保育所、認定こども園及び地域子育て支援センターとする。 (実施日及び時間) 第5条 事業の実施日は、実施施設の開所日（土曜日を除く。）とする。 2 実施時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、緊急性が極めて高い等の事由により時間延長が必要と認められる場合には、午前・午後のそれぞれにおいて1時間以内の延長をすることができる。 (利用期間) 第6条 事業の利用期間は、1月当たりおおむね12日以内とする。ただし、緊急性が極めて高い等の事由により期間延長が必要と認められる場合には、最小限の範囲で延長することができるものとする。 (利用の申請) 第7条 事業を利用しようとする保護者は、一時預かり保育利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。
種 類	1月当たり利用限度日数								
保護者の疾病等、緊急時の利用	12日								
保護者のリフレッシュのための利用	4日								
保護者の就労等のための利用	12日								

改正後	改正前
4 前項の申請書で申請できる期間は、1月単位（月の初日から末日まで）とし、利用しようとする日の7日前までに、実施施設に提出するものとする。 5 前条第2項に規定する利用限度日数を超えての利用については、改めて申請書を提出しなければならない。 （利用の決定） 第8条 町長は、前条第3項及び第5項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容について審査し、利用の可否を決定するものとする。 2 町長は、前項の決定をしたときは、一時預かり事業利用承諾書（様式第3号）又は一時預かり事業利用不承諾通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。 3 第1項に規定する審査が容易にできると判断できる場合は、町長に代わって実施施設の長が、利用の可否を決定できるものとし、その場合の一時預かり事業利用承諾書又は一時預かり事業利用不承諾通知書は、当該実施施設の長名で発行することができる。 （手続の特例） 第9条 やむを得ない事由により前2条の登録、申請及び決定の手続により難いと認められる場合の手続については、町長が別に定めるところによるものとする。 （利用の辞退） 第10条 事業の利用の承諾を受けた保護者は、事業の利用を変更し、又は辞退する場合は、一時預かり事業利用（変更・辞退）届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。 （利用の承諾の取消し） 第11条 町長は、事業の利用を承諾した児童の健康状態その他の事由により事業の実施が困難と認められる場合は、事業の利用の承諾を取り消すことができる。 （利用料）	2 前項の申請書で申請できる期間は、1月単位（月の初日から末日まで）とし、利用しようとする日の10日前までに、実施施設に提出するものとする。 （利用の決定） 第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに申請内容について審査し、利用の可否を決定するものとする。 2 町長は、前項の決定をしたときは、一時預かり保育利用承諾書（様式第2号）又は一時預かり保育利用不承諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。 （手続の特例） 第9条 緊急性が極めて高い等の事由により前2条の申請及び決定の手続により難いと認められる場合の手続については、町長が別に定めるところによるものとする。 （利用の辞退） 第10条 事業の利用の承諾を受けた保護者は、児童が第2条に規定する事業の対象児童でなくなった場合、又は事業の利用を辞退する場合は、一時預かり保育利用辞退届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。 （利用の解除） 第11条 町長は、事業の利用児童の健康状態、その他の事由により事業の実施が困難と認められる場合は、事業の利用を解除することができる。 （利用料）

改正後

第12条

保護者は、事業を利用するときは、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2

前項の利用料は、利用日毎に利用前に納付するものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、別に納付期限を定めることができる。

(その他)

第13条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第12条関係）

区分	利用料	
	3歳未満児	3歳以上児
1日 (午前8時30分～午後4時30分)	2,000円	1,500円
午前の半日 (午前8時30分～午後0時30分)	1,100円	800円
午後の半日 (午後0時30分～午後4時30分)	1,100円	800円
延長（1時間当たり）	200円	150円

備考

1

同一年度内における年齢区分は、利用児童の4月1日現在の満年齢とする。

2

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の場合は、この表の規定にかかわらず無料とする。

改正前

第12条

保護者は、事業の利用料として別表に定める額を負担しなければならない。

2

前項の利用料は、利用日毎に利用前に納入するものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、別に納付期限を定めることができる。

(その他)

第13条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第12条関係）

区分	3歳未満児	3歳以上児
1日 (午前8時30分～午後4時30分)	2,000円	1,500円
午前の半日 (午前8時30分～午後0時30分)	1,100円	800円
午後2時～午後5時	—	550円
延長（1時間当たり）	200円	150円

備考

1

同一年度内における年齢区分は、利用児童の4月1日現在の満年齢とする。

2

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の場合は、この表の規定にかかわらず無料とする。

改正後		改正前	
様式第 1 号（第 7 条関係）			
一時預かり事業利用登録申込書			
年 月 日			
四万十町長 様			
住所			
保護者			
氏 名			
電 話			
下記のとおり、一時預かり事業の利用登録を申込します。			
記			
登録事項	ふりがな	性 別	生年月日（年齢）
	児 童 氏 名	男 ・ 女	年 月 日 （ 才 ）
家族構成等	健康状態	良 ・ 否	平 熱 ℃
	続柄	氏 名	緊急連絡先
			勤務先・住所
			（住所）
			（住所）
			（住所）
アレルギー等の有無	アレルギーがある ☐ はい ☐ いいえ ※ <u>はい、の場合は以下にご記入をお願い</u> <u>します。</u> （食 物） （その他） 食品制限している ☐ はい ☐ いいえ → はい、の場合 医師の指示ですか ☐ はい ☐ いいえ 該当があるものにチェックを入れてください。 ☐ 湿疹 ☐ 喘息 ☐ じんましん ☐ 鼻炎 ☐ 薬品等 ☐ その他（ ）		
既往症	かかったことのある病気に○をつけてください。 麻疹 水痘 風疹 耳下腺炎 突発性発疹 その他（ ）		
気を付けて欲しいこと	（持病やかかりやすい病気 など）		

改正後				改正前					
様式第 2 号（第 7 条関係）				様式第 1 号（第 7 条関係）					
一時預かり事業利用申請書				一時預かり保育利用申請書					
平成 年 月 日				平成 年 月 日					
四万十町長 様				四万十町長 様					
住所				申請者 住所 四万十町					
保護者 氏 名				(保護者) 氏名					
一時預かり事業を利用したいので、下記のとおり申請します。				(電話：)					
記				一時預かり保育を利用したいので、下記のとおり申請します。					
利用児童	フリガナ 氏名	男・女	年 月 日生(才)	申込児童	(フリガナ) 氏 名			性 別： 男 ・ 女 生年月日：平成 年 月 日 年 齢：	
	フリガナ 氏名	男・女	年 月 日生(才)						
利用するサービス	種類(月の利用)	事 由		備考	家族構成等	児童との続柄	氏 名 (生年月日)	勤務先等	備 考 (保護者の緊急連絡先等)
	○緊急 (12日以内)	○保護者の傷病・災害等 ○冠婚葬祭 ○家族の出産・看護等 ○その他		(具体的な内容)			()		
	○リフレッシュ (4日以内)	○保護者のリフレッシュ ○その他					()		
	○就労等 (12日以内)	○保護者の就労 ○保護者の職業訓練等 ○保護者の資格取得等 ○その他					()		
利用希望 【※ 利用調整・確認表】						利用申請するサービス(申請事由)	種類(利用の限度)	申請事由	備考(具体的な内容)
利用希望日	利用希望時間	利用希望施設名		○緊急保育 (1ヶ月12日以内)	○保護者の傷病・災害等 ○家族の出産・看護等 ○冠婚葬祭 ○その他				
月 日()	～			○リフレッシュ保育 (1ヶ月4日以内)	○保護者のリフレッシュ ○その他				
日()	～			○就労等支援保育 (1ヶ月12日以内)	○保護者の就労 ○保護者の職業訓練等 ○保護者の資格取得等 ○その他				
日()	～								
日()	～								
日()	～								
日()	～								
日()	～								
日()	～								
日()	～								
日()	～								
※ 実施施設・主管課処理欄									

改正後

改正前

△ 利用希望月・日・時間 【利用調整・確認表】

利用の希望月	年	月	※ご希望に添えない場合がありますので、下記の調整欄にて調整させていただきます。
日	曜	希望日の時間帯	※利用日・時間等の調整欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

△ 保育所・主管課処理欄

改正後	改正前																				
様式第 3 号 (第 8 条関係)	様式第 2 号 (第 8 条関係)																				
一時預かり事業利用承諾書 年 月 日 様 四万十町長 年 月 日付けで利用申請のありました一時預かり事業について、下記のとおり利用を承諾します。 記 <table border="1"> <tr> <td>申請者 住 所 (保護者) 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象児童の氏名 性別・生年月日</td> <td>(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>実 施 施 設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用承諾期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日までの間 (日間) ※別添【利用調整・確認表】のとおり</td> </tr> <tr> <td>利 用 料</td> <td> 1. 1日 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円 2. 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児： 800円 3. 延長 3歳未満児： 200円 3歳以上児： 150円 (1時間以内) </td> </tr> </table>	申請者 住 所 (保護者) 氏 名		対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日	実 施 施 設		利用承諾期間	年 月 日から 年 月 日までの間 (日間) ※別添【利用調整・確認表】のとおり	利 用 料	1. 1日 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円 2. 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児： 800円 3. 延長 3歳未満児： 200円 3歳以上児： 150円 (1時間以内)	一時預かり保育利用承諾書 平成 年 月 日 様 四万十町長 平成 年 月 日付けで利用申請のありました一時預かり保育につきまして、下記のとおり利用を承諾します。 <table border="1"> <tr> <td>申請者 住 所 (保護者) 氏 名</td> <td>四万十町</td> </tr> <tr> <td>対象児童の氏名 性別・生年月日</td> <td>(フリガナ) 性別：男・女 氏 名 平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>実 施 施 設</td> <td>四万十町立</td> </tr> <tr> <td>利 用 承 諾 期 間</td> <td>平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間の 日間 ※別添【利用調整・確認表】のとおり</td> </tr> <tr> <td>利 用 料</td> <td> 1 1日 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円 2 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児： 800円 3 延長 3歳未満児： 200円 3歳以上児： 150円 (1時間以内) </td> </tr> </table>	申請者 住 所 (保護者) 氏 名	四万十町	対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 性別：男・女 氏 名 平成 年 月 日生	実 施 施 設	四万十町立	利 用 承 諾 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間の 日間 ※別添【利用調整・確認表】のとおり	利 用 料	1 1日 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円 2 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児： 800円 3 延長 3歳未満児： 200円 3歳以上児： 150円 (1時間以内)
申請者 住 所 (保護者) 氏 名																					
対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日																				
実 施 施 設																					
利用承諾期間	年 月 日から 年 月 日までの間 (日間) ※別添【利用調整・確認表】のとおり																				
利 用 料	1. 1日 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円 2. 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児： 800円 3. 延長 3歳未満児： 200円 3歳以上児： 150円 (1時間以内)																				
申請者 住 所 (保護者) 氏 名	四万十町																				
対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 性別：男・女 氏 名 平成 年 月 日生																				
実 施 施 設	四万十町立																				
利 用 承 諾 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間の 日間 ※別添【利用調整・確認表】のとおり																				
利 用 料	1 1日 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円 2 半日 3歳未満児：1,100円 3歳以上児： 800円 3 延長 3歳未満児： 200円 3歳以上児： 150円 (1時間以内)																				

改正後	改正前								
様式第 4 号（第 8 条関係）	様式第 3 号（第 8 条関係）								
一時預かり事業利用不承諾通知書 年 月 日 様 四万十町長 年 月 日付けで利用申請のありました一時預かり事業については、審査の結果、下記のとおり利用を承諾できませんので通知します。 記 <table border="1"> <tr> <td>対象児童の氏名 性別・生年月日</td> <td>(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>不承諾の理由</td> <td></td> </tr> </table> 教 示 この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して 3 か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日	不承諾の理由		一時預かり保育利用不承諾通知書 平成 年 月 日 様 四万十町長 平成 年 月 日付けで利用申請のありました一時預かり保育につきましては、審査の結果、下記のとおり利用を承諾できませんので通知します。 <table border="1"> <tr> <td>対象児童の氏名 性別・生年月日</td> <td>(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>不承諾の理由</td> <td></td> </tr> </table> 注 この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して 3 か月以内に、町長に対し審査請求をすることができます。 この処分の取消を求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に当町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、処分の取消の訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続き続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことについて正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。	対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 平成 年 月 日生	不承諾の理由	
対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日								
不承諾の理由									
対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 平成 年 月 日生								
不承諾の理由									

改正後	改正前																		
様式第 5 号（第10条関係） 一時預かり事業利用（変更・辞退）届 年 月 日 四万十町長 様 保護者 住 所 氏 名 利用の承諾を受けた一時預かり事業について、下記のとおり利用を（変更・辞退）します。 記 <table border="1"> <tr> <td>対象児童の氏名 性別・生年月日</td> <td>(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利 用 施 設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 す る 日</td> <td>年 月 日 → 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>辞 退 す る 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>変更・辞退の理由</td> <td></td> </tr> </table>	対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日	利 用 施 設		変 更 す る 日	年 月 日 → 年 月 日	辞 退 す る 日	年 月 日	変更・辞退の理由		様式第 4 号（第10条関係） 一時預かり保育利用辞退届 平成 年 月 日 四万十町長 様 保護者 住 所 四万十町 氏 名 印 利用の承諾を受けていた一時預かり保育について、下記のとおり利用を辞退します。 <table border="1"> <tr> <td>対象児童の氏名 性別・生年月日</td> <td>(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>利 用 施 設</td> <td>四万十町立</td> </tr> <tr> <td>辞 退 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>辞 退 の 理 由</td> <td></td> </tr> </table>	対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 平成 年 月 日生	利 用 施 設	四万十町立	辞 退 年 月 日	平成 年 月 日	辞 退 の 理 由	
対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 生年月日： 年 月 日																		
利 用 施 設																			
変 更 す る 日	年 月 日 → 年 月 日																		
辞 退 す る 日	年 月 日																		
変更・辞退の理由																			
対象児童の氏名 性別・生年月日	(フリガナ) 氏 名 性別：男・女 平成 年 月 日生																		
利 用 施 設	四万十町立																		
辞 退 年 月 日	平成 年 月 日																		
辞 退 の 理 由																			

【改正の理由】

この要綱は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（現在は「一時預かり保育事業」としています。）の実施について、定めたものです。

本町においては、これまでこの事業の対象児童を満1歳から就学前までとしていましたが、保護者から利用児童の対象年齢の拡充を望む声が多く聞かれたことから、実施が可能な窪川地域・十和地域について、生後6月からに拡充することとし、周知を含めた準備をしてきたところです。

今回の改正については、7月1日から実施するため、要綱を改正するものであり、合わせて、運営に現状に基づく修正、事務の効率化のための規定の追加、字句の追加・修正・削除等を行っています。

主な改正内容

要綱の名称の変更	事業名を児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」に統一 ※ 「四万十町一時預かり保育事業実施要綱」 → 「四万十町一時預かり事業実施要綱」
第1条	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」の実施についての要綱であることの明確化
第2条	事業内容を明確化。（児童福祉法に規定されている内閣府令（児童福祉法施行規則）を引用）
第3条	窪川地域・十和地域の施設で実施する事業の対象児童の年齢を拡充 ※ 「満1歳から」 → 「生後6月から」
第5条	町外に住所を有する乳幼児について、対象児童とすることができる規定を簡潔に 字句の修正（「緊急性が極めて高い等の事由」 → 「やむを得ない事由」）
第6条	「利用期間」の規定を「利用日数」に変更し、種類別に利用限度日数を表で整理
第7条	事前登録の規定を追加・登録に使用する申込書の規定を追加、事業名の統一に伴う様式名の変更 利用信施の期限を緩和 ※ 「10日前まで」 → 「7日前まで」
第8条	期間延長の申請についての規定を追加 字句の追加、事業名の統一に伴う様式名の変更 事務の効率化のため、利用の可否の決定（容易に判断できる場合）を実施施設の長ができる規定を追加
第9条	字句の修正（「緊急性が極めて高い等の事由」 → 「やむを得ない事由」）
第10条	事業名の統一とともに「辞退」のみから「変更・辞退」の規定に変更（様式名も変更）
第11条	「承諾の解除」を「承諾の取消し」に変更
第12条	字句の修正、字句の統一（「負担」・「納入」 → 「納付」）
別表	利用料の表である旨を記載、現状に合わせた修正（午後の半日の規定に修正）
様式	登録申込書の追加、既存の様式の変更

報告①

四万十町保育所等における苦情受付相談員の変更（委嘱）について

四万十町保育所等における苦情解決に関する要綱（令和３年四万十町告示第９２号）第５条の規定に基づき、苦情受付相談員を下記のとおり変更して委嘱する。

令和７年７月１日

四万十町長 中尾 博憲

記

変更前

氏 名	住 所	生年月日	備 考
山本 弘光	四万十町●●●●●●	昭和 ●年 ●月 ●日	令和７年６月２４日辞任
浜田 章克	四万十町●●●●●●	昭和 ●年 ●月 ●日	令和７年５月３１日辞任

変更後

氏 名	住 所	生年月日
清藤 泰彦	四万十町●●●●●●	昭和 ●年●月●日
小松 真紀	四万十町●●●●●●	昭和 ●年●月●日

任期 ： 令和７年７月１日 ～ 令和９年３月３１日

【新規】

住　所	四万十町●●●●●●
氏　名	清藤　泰彦（きよとう　やすひこ）
生年月日	昭和●年●月●日（●●才）
推薦理由	元町職員 スクールガードリーダー ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●

[illegible]

保育所苦情受付相談員

【窪川地域】

住 所	氏 名	備 考
四万十町●●●●●●	岡林 雅子	元教育委員
四万十町●●●●●●	清藤 泰彦	※新規・元町職員
四万十町●●●●●●	小松 真紀	※新規・元町職員

【大正地域】

住 所	氏 名	備 考
四万十町●●●●●●	近森 佐代子	元町職員

【十和地域】

住 所	氏 名	備 考
四万十町●●●●●●	山本 美知代	民生・児童委員

任期 ： 令和7年4月1日～令和9年3月31日

(※新規 ： 令和7年7月1日～令和9年3月31日)

参 考

四万十町保育所等における苦情解決に関する要綱（抜粋）

（苦情受付相談員）

第5条 相談員は、苦情への対応における公平性、客観性及び社会性を確保し、適切な対応を図るため、地域からの信頼を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 相談員は、5人とする。

3 相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 町長は、相談員の職務の遂行に支障があると認められるときは、当該相談員を解職することができる。

（苦情受付）

第6条 苦情受付は、担当者又は相談員が行うものとする。

2 担当者又は相談員は、苦情受付の際には、保護者等から次に掲げる事項について聞き取りを行うものとする。

（1） 苦情の内容

（2） 保育所等に要望する事項